

平成26年度「しまね協働実践事業」募集要項

1 事業の趣旨

島根県では、島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年3月25日島根県条例第37号）により、県民活動の促進と県行政における協働を推進しています。

この事業は、特定非営利活動法人または市民活動団体（以下「NPO等」という。）が自由にテーマ（課題や目標）を設定し、NPO等と行政の両方で地域課題の共有、役割分担を明確にした実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と、互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につなげるとともに、先駆的な取り組みとして広く紹介することで、県内への波及効果が期待できる協働事業の企画提案を募集します。

なお、平成26年度当初予算案の島根県議会議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

2 応募資格者

島根県内の特定非営利活動法人または市民活動団体（個人は対象外）で、しまね社会貢献基金登録団体（審査会の日までに、しまね社会貢献基金に登録する団体を含む。以下、「提案団体」という。）であること。

3 募集事業及びテーマ

提案団体の自由な発想で、島根県と協働で取り組む事業提案を募集します。

※ここでの協働とは、「提案団体と島根県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 事業実施期間は、平成26年度とします。

4 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に係る島根県担当所属と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募してください。
- (2) 事業提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、島根県担当所属と合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件
 - ① 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
 - ② 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題の解決につながることを期待できる
 - ③ 先進性に富むとともに、創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
 - ④ 提案団体自らが実施する
 - ⑤ 他の助成金または補助金（しまね社会貢献基金団体活動支援事業を除く。）を受けている（受ける予定を含む。）事業でない
 - ⑥ 既に当事業を活用した事業でない
 - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
 - ⑧ 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

5 事業の実施方法

島根県からの補助事業として実施していただきます。

6 補助対象となる金額

島根県が負担する事業費は、1事業あたり100万円を上限とします。

7 対象となる経費

対象となる経費は、今回応募する事業実施に必要な経費です。

具体的には、講師等への謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借り上げ料、その他島根県が必要と認める経費です。

【留意事項】

- (1) 応募する事業に必要なアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費は補助対象経費とします（特定非営利活動法人等のスタッフ人件費、行政職員の給与等は補助対象外）。
- (2) 備品（1点5万円（消費税及び地方消費税相当額込）を超える物品（付属品を含む。））購入費は、今後の事業継続に必要なものに限り、補助対象経費とします。
- (3) 上記（1）「応募する事業に必要なアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費」と（2）「備品購入費」の合計額は、補助対象経費の1/2以内とします。
- (4) 事業実施者（アルバイト、有償ボランティアを含む。）の飲食に関わる経費は、いかなる場合も補助対象外とします。
- (5) 講師等への謝金、及びアルバイト、有償ボランティア等に対する人件費については、次表の金額を上限とします。

区 分		一人当たり単価
人 件 費	①アルバイト	6,000 円/日
	②有償ボランティア	5,312 円/日（最低賃金 664 円/時間）
謝 金	①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間 その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）
	③コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）

- (6) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は補助対象経費とします（別途支給することはありません）。

8 関係書類の提出期限及び提出方法

(1) 提案参加申込書（様式第1号）提出期限及び提出方法

提出期限：平成26年3月25日（火）

提出方法：郵送または電子メールのいずれかの方法による（郵送の場合は提出期限日の消印有効とし、電子メールの場合は提出期限日の17時00分までに提出先メールアドレスにおいて受信したものを有効とします。）

提出先：郵送先は、島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室（島根県松江市殿町1）、
電子メール送信先は、npo@pref.shimane.lg.jp

提出部数：1部

※提案参加申込書の提出がない場合は、(2)に定める提案書の提出はできません。

(2) 提案書（様式第2号、3号、4号）及び関係書類提出期限及び提出方法

提出期限：平成26年4月17日（木）17時00分まで

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室（島根県松江市殿町1）

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部

(3) 提案参加申込書（様式第1号）を受け付け後、4月上旬までに提案内容等に関するヒアリングを実施します。

(4) しまね社会貢献基金登録団体でない団体は、提案書に併せて、しまね社会貢献基金登録申請書も提出してください（登録申請様式は、島根県NPO活動推進室ホームページをご参照ください）。

9 応募にあたって提出する書類及び取得方法

(1) 応募にあたっては、以下の①から⑥の書類は必ず提出してください。⑦の提出は任意です。

① 提案参加申込書（様式第1号）

② しまね社会貢献基金活動支援事業申請書（様式第2号）

③ 事業提案企画書（「しまね協働実践事業」）（様式第3号）

④ 提案事業収支計画書（しまね協働実践事業）（様式第4号）

⑤ 提案団体の定款、規約、会則等の写し

⑥ 提案団体の平成26年度の年間活動計画書及び年間収支予算書

⑦ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）

(2) 応募書類の様式の取得方法は、島根県NPO活動推進室のホームページからダウンロードしてください（ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>）。

10 選考方法

(1) 審査会は公開とし、提案団体と島根県担当所属による提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（平成26年5月中旬に島根県大田市内での開催を予定）。

(2) 審査会の前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

(3) 審査にあたっては、民間の委員を主体に構成する審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

11 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か。また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
協働の相乗効果	協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか。また、協働することで、行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか。
団体と行政の役割分担、スケジュール	提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か。また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか。また、具体性、実効性があるか。
団体の事業遂行能力、予算の妥当性	提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性	提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。また、事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

12 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、2事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 島根県からの補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は「協働に関する研修（6月と10月の2回）及び事業報告会（3月）」にご参加いただきます。

13 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実に反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

14 その他

(1) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び提案団体の名称等を公表しますので、予めご了承ください。

(2) 自己評価

事業実施後は、提案団体と島根県担当所属に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

(3) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。

15 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する会計帳簿類（支出に伴う領収書等を含む。）を整備し、平成27年4月1日から5年間保存していただきます。
- (2) 応募に要する経費は、提案団体の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。
- (4) 提案団体は、本要項の内容に同意の上、提案書を提出してください。

【関係書類提出先・お問い合わせ先】

〒690-8501

島根県松江市殿町1（島根県庁本庁舎）

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室

電話：0852-22-6099

FAX：0852-22-5636

メール：npo@pref.shimane.lg.jp

H P：http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/